

ふるさと納税の状況について

平成30年7月27日に、総務省より平成30年度の状況について公表されましたので報告いたします。

1 杉並区の寄附金税額控除額

年 度	寄附金税額控除額	対前年度増加額	控除額の伸び(前年度比)
28年度	7億2千万円	6億円	5.54倍
29年度	13億8千万円	6億6千万円	1.92倍
30年度	18億7千万円	4億9千万円	1.36倍

※各年度6月1日調査時点のもの

※寄附金税額控除額は百万単位を切り上げて表示

2 杉並区の納税義務者に対する寄附者の割合

年 度	納税義務者数 A	寄附者数 B	B/A
28年度	319,059人	14,671人	5%
29年度	324,744人	24,956人	8%
30年度	328,348人	31,569人	10%

※各年度6月調査時点のもの

※ポイントは小数点以下四捨五入

3 特別区の区民税の寄附金税額控除額

年 度	1位	2位	3位	4位	5位
29年度	世田谷区	港区	杉並区	大田区	江東区
	31億1千万円	23億6千万円	13億8千万円	13億6千万円	13億6千万円
30年度	世田谷区	港区	大田区	杉並区	江東区
	40億9千万円	31億6千万円	18億9千万円	18億7千万円	18億7千万円

※各年度6月1日調査時点のもの

※寄附金税額控除額は百万単位を切り上げて表示

4 全国の市町村における寄附金税額控除額

年 度	寄附金税額控除額	増加額	控除額の伸び(前年度比)
28年度	599億5千万円	—	—
29年度	1,060億円	460億5千万円	1.77倍
30年度	1,604億1千万円	544億1千万円	1.51倍

※各年度6月1日調査時点のもの

※寄附金税額控除額は百万単位を切り上げて表示

※平成27年度以前の総務省公表データは全ての寄附金税額控除額であり、28年度以降の自治体への寄附に対する寄附金税額控除額と違うため比較不可能